

令和5年度事業報告書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

1 はじめに

当財団は県民の健康保持及び増進を目的に、昭和57年に県及び69市町村（当時）の出資のもと設立され、平成23年には「三重県広域災害・救急医療情報システム」を一新するとともに、コールセンターを新設し、県内全域への電話案内業務を開始し、県民の皆様リアルタイムの救急医療情報サービスを提供してきました。平成24年には公益財団法人に移行し、電話案内に加え、ホームページ「医療ネットみえ」や音声案内など多様な方法により救急医療情報案内を行っています。

令和2年に新型コロナウイルス感染症の国内第1例が検知されて以降、数波にわたって全国的に感染が拡大し、国民生活や社会経済に大きな影響を及ぼしました。このような状況のもと、当センターは、通常の案内業務に加え、県と連携して、県民と保健所を繋ぐ取次業務及び診療検査医療機関（外来対応医療機関）の案内業務等に取り組んできました。県民の皆さんの健康の保持への関心、救急医療へのニーズが高まる今、当センターが果たす役割はますます重要なものになると考えています。

令和5年度は、第4次中期経営計画（平成30年度～令和5年度）の実施最終年度として、さらなる医療情報提供サービスの充実を目指し、事業を次ページ以降のとおり実施いたしました。今後とも、医療機関はじめ関係者の皆様のご理解・ご協力のもと、より一層県民の皆様満足度の高いサービスを提供できるよう努めてまいります。なお当センターの事業につきましては全額、県からの委託を受けて実施しています。

2 理事会の開催

(1) 第23回定例理事会

ア 日時 令和5年5月16日（火） 14時～

イ 場所 三重県医師会館2階 中会議室1

ウ 出席者 理事8名、監事2名

エ 議題

- 第1号議案 令和4年度事業報告（案）の承認について
第2号議案 令和4年度収支決算（案）の承認について
- オ 報告事項
- ① 業務執行状況の報告について
② 令和4年度資金運用結果及び令和5年度資金運用計画について
③ 救急医療情報システム運営状況について
- (2) 令和5年度第1回臨時理事会（定款第43条に基づく書面決議）
- ア 書面により同意を求める文書の発送年月日 令和5年5月17日
イ 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
第1号議案 常務理事選定の件
ウ イの事項を提案した者の氏名 理事長 二井 栄
エ 理事現在数9名、監事現在数2名
オ 理事会の決議があったものとみなされた日 令和5年5月24日
カ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 理事長 二井 栄
- (3) 令和5年度第2回臨時理事会（定款第43条に基づく書面決議）
- ア 書面により同意を求める文書の発送年月日 令和5年6月28日
イ 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
第1号議案 評議員会の決議の省略についての承認の件
第2号議案 評議員会の決議事項（評議員選任案）についての承認の件
第3号議案 評議員会の決議事項（理事選任案）についての承認の件
ウ イの事項を提案した者の氏名 代表理事 二井 栄
エ 理事現在数9名、監事現在数2名
オ 理事会の決議があったものとみなされた日 令和5年7月10日
カ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 理事長 二井 栄
- (4) 令和5年度第3回臨時理事会（定款第43条に基づく書面決議）
- ア 書面により同意を求める文書の発送年月日 令和5年7月25日
イ 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
第1号議案 副理事長選定の件
ウ イの事項を提案した者の氏名 代表理事 二井 栄
エ 理事現在数9名、監事現在数2名
オ 理事会の決議があったものとみなされた日 令和5年7月25日
カ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 理事長 二井 栄
- (5) 第24回定例理事会
- ア 日時 令和6年3月19日（火） 15時～
イ 場所 三重県医師会館2階 中会議室1
ウ 出席者 理事8名、監事2名

エ 議題

- 第1号議案 第5次中期経営計画（案）の承認について
- 第2号議案 令和6年度事業計画（案）の承認について
- 第3号議案 令和6年度収支予算（案）の承認について
- 第4号議案 令和6年度資金調達及び設備投資の見込み（案）の承認について
- 第5号議案 令和5年度補正予算（案）の承認について

オ 報告事項

- ① 業務執行状況の報告について
- ② コールセンター等の運営状況について

3 評議員会の開催

- (1) 第12回定時評議員会（定款第24条に基づく書面決議）
 - ア 書面により同意を求める文書の発送年月日 令和5年5月16日
 - イ 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - 第1号議案 令和4年度事業報告(案)の承認の件
 - 第2号議案 令和4年度収支決算(案)の承認の件
 - 第3号議案 理事の選任の件
 - ウ イの事項を提案した者の氏名 理事長 二井 栄
 - エ 評議員現在数 8名
 - オ 評議員会の決議があったものとみなされた日 令和5年5月24日
 - カ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 理事長 二井 栄
- (2) 令和5年度第1回臨時評議員会（定款第24条に基づく書面決議）
 - ア 書面により同意を求める文書の発送年月日 令和5年7月14日
 - イ 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - 第1号議案 評議員の選任の件
 - 第2号議案 理事の選任の件
 - ウ イの事項を提案した者の氏名 理事長 二井 栄
 - エ 評議員現在数 8名
 - オ 評議員会の決議があったものとみなされた日 令和5年7月25日
 - カ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 理事長 二井 栄

4 三重県救急医療情報システムの運営

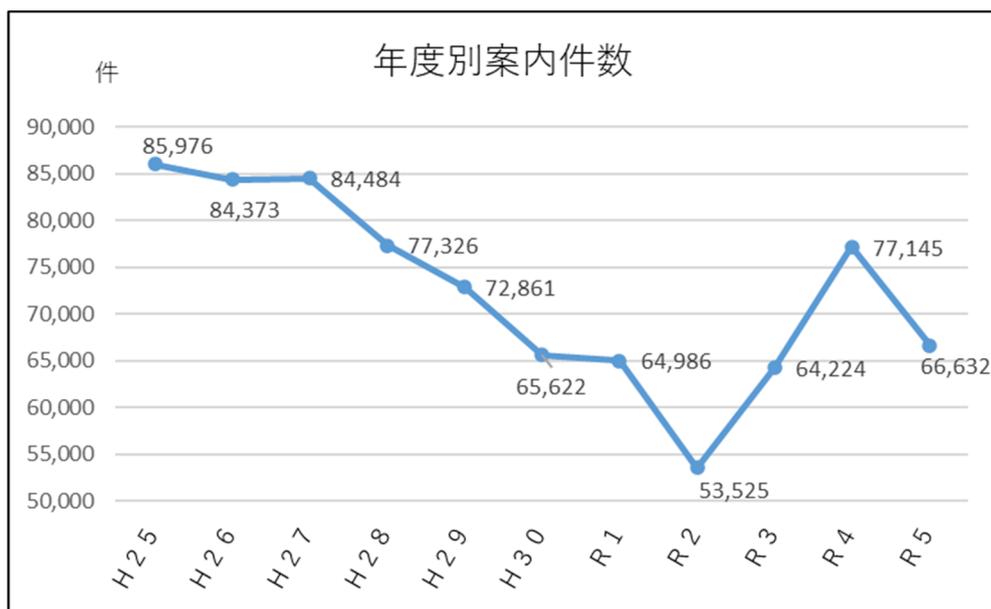
- (1) 救急医療情報システム運営業務

当センターの基幹業務として行っている①県民が救急車を呼ぶほどではない病気やケガなどの場合の24時間365日電話オペレーターによる受診可能な医療機関の案内、②県民がパソコン、スマホ等で自ら検索できるホームページ「医療ネットみえ」の運営、③音声ガイダンス・FAXによる医療機関案内を引き続き実施しました。

また、救急医療情報システムに新規に参加された医療機関への操作方法の説明、不具合への出張対応など医療機関がスムーズに応需登録ができるよう環境整備に努めました。

【参考1】電話案内件数の年度別推移

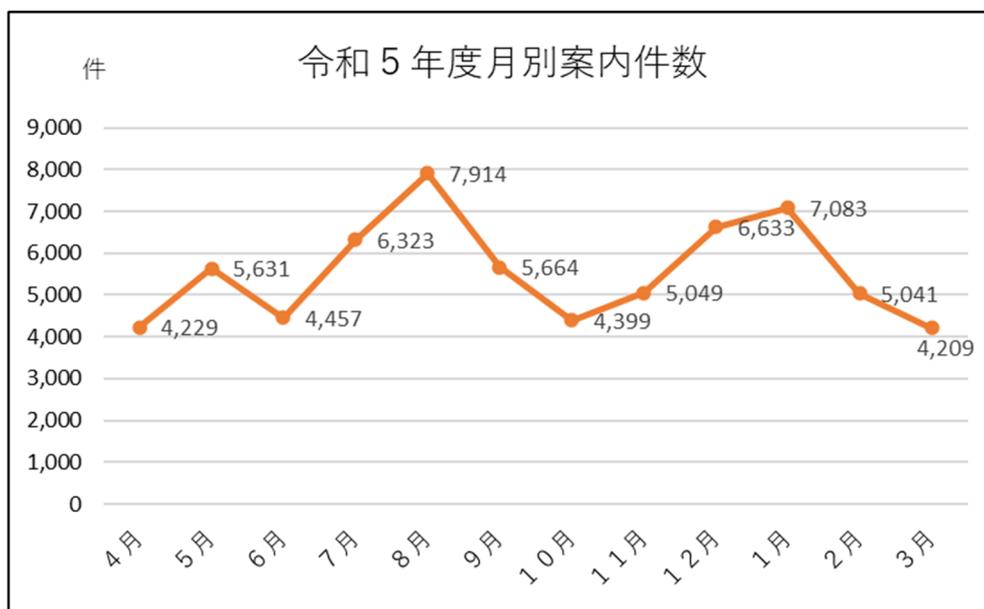
平成25年度から27年度に約85,000件前後でピークに達した後、IT化の進展に伴い徐々に減少に転じ、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等で大きく落ち込みました。その後、令和3、4年度には新型コロナウイルス感染症の感染者拡大に伴い一転して急増、令和5年度は再び減少トレンドに戻っています。



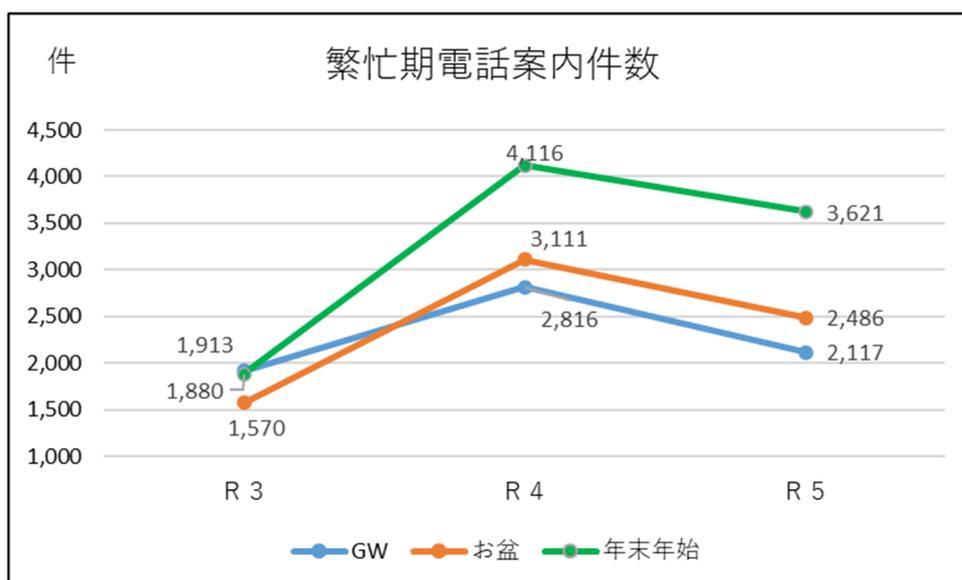
【参考2】電話案内件数の月別推移

令和5年度の月別案内件数を見ると、下記のグラフのとおり、1月と8月に特に大きなピークが見られます。1月は年末年始期間と新型コロナウイルス感染症第8波が、8月はお盆期間と新型コロナウイルス感染症第9波が重なったものと考えられます。新型コロナウイルス感染症等の突発的事態の発生や、さらにそれが医療機関の長期休業期間と重なる場合には、電話案内に一

気に集中する状況が生まれていると考えられます。



【参考3】繁忙期（GW・お盆・年末年始）における電話案内の状況
 令和4年度は全ての繁忙期について、令和3年に比べて大幅に増加していましたが、令和5年度は5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、やや落ち着きを見ましたが、それでも令和3年度の各数値を上回るものとなりました。

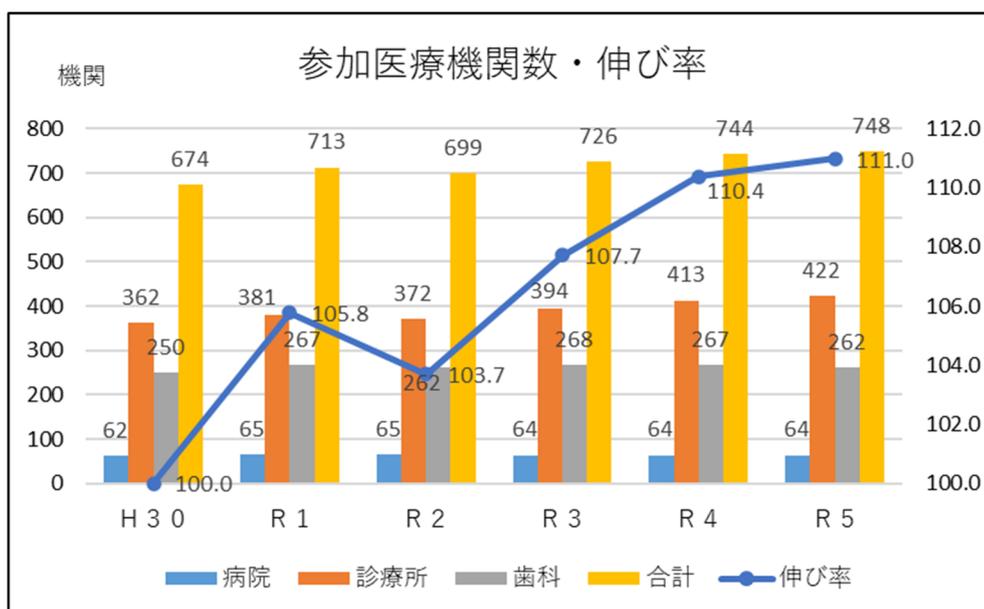


(2) 医療機関への参加促進業務

救急医療情報案内の充実には、本システムに参加する医療機関の拡充が不可欠なことから、医師会、歯科医師会のご協力をいただきながら、引き続き訪問等により医療機関へシステム参加を要請しました。

【参考】参加医療機関数、伸び率（各年3月末現在）

令和5年度は、令和4年度に比べ合計748機関と4機関増加し、第4次中期経営計画中の伸び率は、11%増となりました。

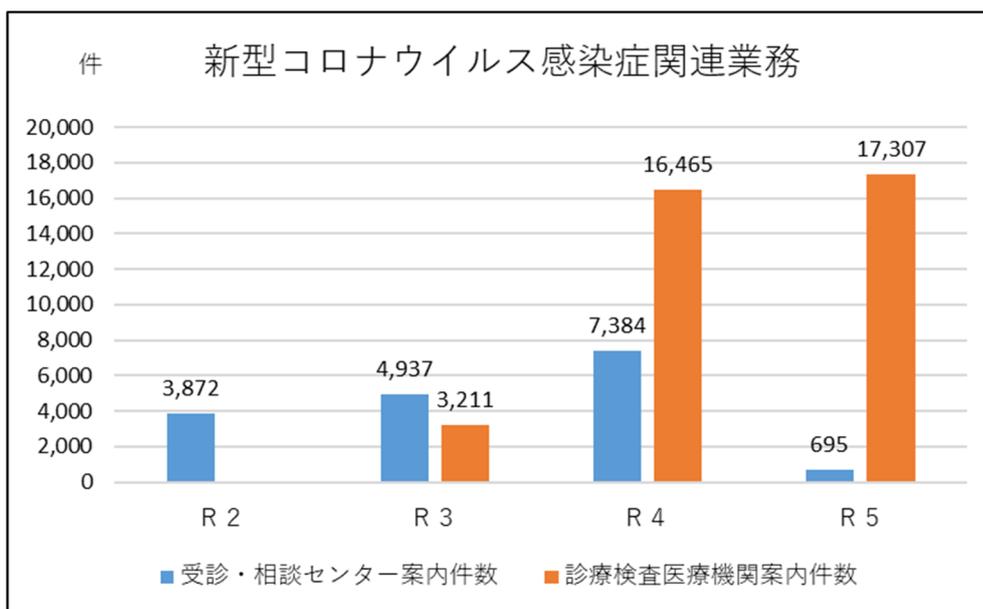


(3) 新型コロナウイルス感染症にかかる業務

厚生労働省からの要請に基づき県が設置した「受診・相談センター」の窓口として相談者と保健所等との取次業務、外来対応医療機関の案内業務を実施しており、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症が終息し、必要がなくなるまで同業務を継続します。

【参考】新型コロナウイルス感染症関連業務の推移

令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5類に変更されたことから、受診・相談センターへの取次業務は激減し、その一方で、診療検査医療機関*の案内は高止まりしています。



* 平成5年6月より、呼称が「診療検査医療機関」から「外来対応医療機関」に変更されましたが、グラフ上では従来の呼称を使用しています。

(4) 電話案内オペレーターの確保・育成業務

県民に良質な案内を行うためには、良質なオペレーターが必須となります。繁忙期等への対応を勘案すると、さらなる人材の充実が必要であり、オペレーターの確保と育成は組織としての最重要項目です。このため、オペレーターの研修方法の見直し、処遇向上や職場環境の改善に取り組み、今後も働き続けやすい職場環境の確保を進めていきます。また、恒常的、安定的な人員確保のため、日勤時間帯に派遣職員を導入すべく、人材派遣契約を締結しました。

(5) ホームページ「医療ネットみえ」の維持運営業務

従来のホームページ「医療ネットみえ」では、すぐ治療を受けたいときに検索できる「救急医療情報ネット」、あらかじめ医療機関情報を調べたいときに閲覧する「お医者さん・歯医者さんネット」、助産所一覧、薬局情報、AEDマップ、こどもの救急対応マニュアル等、安心、安全な県民生活に資する便利な情報を提供してきました。

一方、厚生労働省では、全国の医療機関の様々な情報を一元的に把握する共通基盤「医療機関等情報支援システム (G-MIS)」を構築し、令和6年4月から全国版「医療情報ネット」での情報提供を開始しました。このため、令和5年度後半から、県独自の「お医者さん・歯医者さんネット」からG-MISに医療機能情報データを移管する必要があり、各医療機関における再登録作業やその問い合わせへの対応、当センターでのデータ再入力作業が必要となり、この業務は令和6年度以降も当分の間必要となります。これに対応するため、県と充分

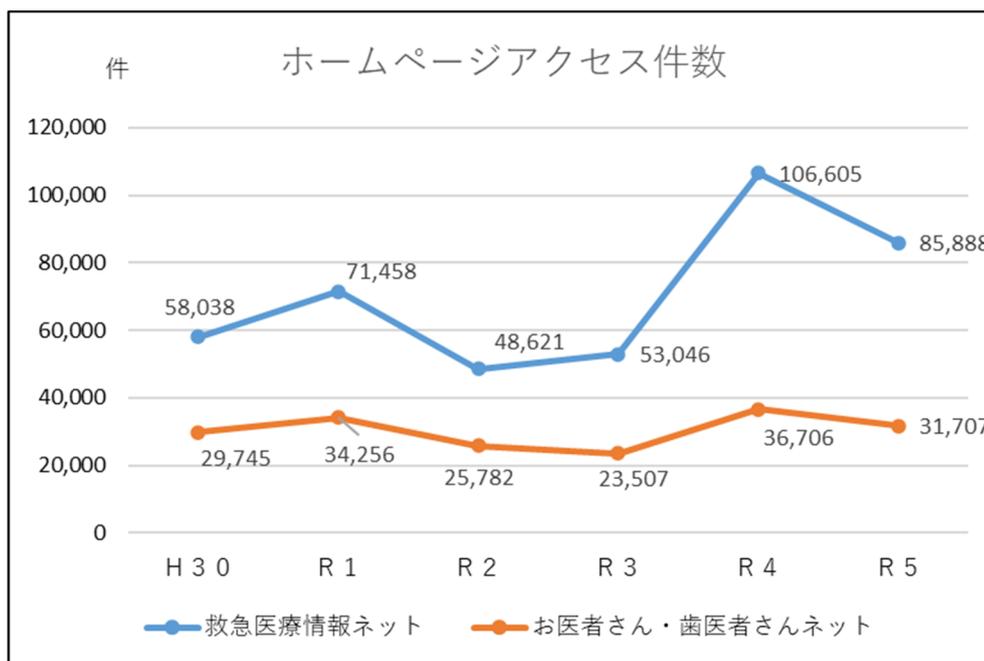
な連携を取りながらスムーズなデータ移行作業を的確に実施していく必要があります。

また、これらのネットワークの仕様の違いから、今まで情報の検索が可能であった事項について、全国版「医療情報ネット」では検索できなくなるものもあるため、関係者や県民に周知を図っていく必要があり、パンフレットの作成など広報の強化に着手しました。

それ以外の項目についても、今後も引き続き医療機関や県、市町と連携し医療情報の精度と鮮度を高め、魅力的なサイトづくりに努めます。

【参考】ホームページアクセス件数

IT機器の普及に伴い、アクセス件数は順調に伸びていましたが、令和2年度及び3年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診の手控えから一時期落ち込みを見せたものの、令和4年には、昼間における新型コロナの発熱外来や外来対応医療機関の情報の掲載を開始したため、需要が高まった結果、元のトレンドに戻っています。



5 調査業務

- ・医療機能情報定期報告(対象：県内全医療機関、年1回)
- ・三重県広域災害・救急医療情報システムにかかる調査(対象：情報システム参加医療機関、年1回)

- ・繁忙期における診療状況調査（対象：県内全医療機関、年3回GW・お盆・年末年始）

上記のうち、医療機能情報定期報告については、上述のとおりデータが厚生労働省のG-MISに移管されることになり、当センターにおいて、全医療機関への再照会、再集計、再入力や問合せ対応等の大きな事務作業が発生しています。これらに対応するため、事務局人員の増やITの活用による省力化に努め、円滑な移行に努めます。

6 普及啓発業務

救急医療情報システム(電話等案内業務)及びホームページ「医療ネットみえ」の周知と利用促進を図るため、県や市町をはじめとする関係機関と連携を図り、下記の普及啓発活動を行いました。

- 当センターホームページによる「医療ネットみえ」の使い方や各種在宅医当番情報等の提供
- 県広報紙「県政だよりみえ」、市町広報誌・ホームページ、タウン情報誌等への掲載
- 各種イベント、展示会等へのブース出展及び啓発物品の配布
(主催者、出展日順)
 - ・三重県医師会 ・南伊勢町 ・久居一志地区医師会 ・伊勢地区医師会
 - ・志摩医師会 ・鈴鹿市 ・松阪市 ・紀北消防組合
 - ・伊勢まつり実行委員会 ・津市 ・亀山市 ・鈴鹿市消防本部
 - ・名張市消防本部 ・三重県歯科医師会 ・大台町
- 県内FM局メディアを活用した啓発
 - ・FM局発行の防災ハンドブックへの広告掲載
 - ・FMラジオスポットCM(9/4~9/8、朝夕1回ずつ)
- 幼稚園、保育園へのリーフレットの配布
- 保健センターが実施する1.5歳児健診等でのリーフレットの配布
- 県内観光案内所や宿泊施設へのリーフレットの配布
- 県内医療機関へのリーフレットの配布
- 消防機関が実施する救命講習会、社会見学でのリーフレット、啓発物品の配布等

7 契約行為等

○三重県広域災害・救急医療情報システム運営事業委託契約

- ・委託者 三重県知事 一見勝之
- ・受託期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- ・委託料 116,105千円（当初）
102,157千円（最終補正後）

○三重県救急医療情報センターコールセンターオペレーター労働者派遣契約

- ・相手方 ジンザイハゼ株式会社
- ・派遣期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- ・契約額 7,849千円

○行政財産使用許可（事務所、コールセンター等）

- ・財産所有者 三重県
- ・財産名 三重県津庁舎6階（計167.9㎡）
- ・所在地 津市桜橋3丁目446番地34
- ・使用料 公益事業につき全額免除
- ・許可期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日